

古都保存行政の理念の全国展開小委員会の議事運営について（案）

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
6. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上